

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 5 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会
事 業 部

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきましては、令和 8 年 1 月 7 日付全建事発第 1 1 0 号にてお知らせしたところですが、今般、国土交通省より、条文の一部訂正が行われた旨の連絡がありました。

ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へご周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

別添 1 国土交通省通知文

別添 2 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン【第 8 版】

別添 3 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインから修正が必要な箇所

(担当) 事業部 三浦

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp